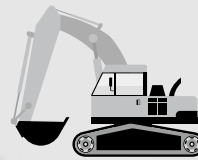


季節労働者のみなさまへ



講習料
全額助成

技能講習 受講者募集のご案内



協議会では、季節労働者の方が通年で働くために必要な技能資格を取得できるよう、下記の技能講習の受講料(テキスト代含む)を全額助成します。(交通費、宿泊費は自己負担)

1 助成対象の技能講習(募集人数)

- 小型移動式クレーン運転技能講習(5名)
- 玉掛け技能講習(5名)
- フォークリフト運転技能講習(5名)
- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習(5名)
- ショベルローダー等運転技能講習(5名)

2 講習場所

(有)道南総合自動車教習所
函館市石川町149-18 TEL0138-46-3251

交通費、宿泊費は自己負担

3 対象となる季節労働者(下記①②の方)

- ① 江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・奥尻町に住所を登録されている季節労働者の方
- ② 次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方で確認書類(写し)を提出できる方
 - (1) 雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者として雇用されている方または離職予定の方
 - (2) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方(離職年月日が令和5年4月1日以降の方)
 - (3) 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者等(高年齢被保険者を含む)であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和5年4月1日以降の方)

4 講習予定日

裏面に掲載しています。

5 申込期限

各講習
3週間前まで

6 申込に必要なもの

①技能講習委託事業申込書 ②誓約書

※用紙は協議会事務局(江差町役場内)

③印鑑(ゴム印以外の印鑑) ④雇用保険特例受給資格を証明する書類【詳しくは裏面に掲載しています】

7 書類提出先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会
(江差町役場産業振興課内)

注意事項

※お申し込みは、一人1講習です。※申込期限内でも募集を終了していることがあります。
※受講者の都合で講習を修了できない場合は、講習料を受講本人に負担していただきます。

講習予定日(変更になる場合があります)

指定教育訓練所：(有)道南総合自動車教習所／函館市石川町149-18 TEL0138-46-3251

車両系建設機械(整地等) 運転技能講習(6日間)	令和6年10/21(月)～26(土) ● 11/11(月)～16(土) ● 12/9(月)～14(土) 令和7年1/20(月)～25(土) ● 2/17(月)～22(土) ● 3/24(月)～29(土)
フォークリフト 運転技能講習(6日間)	令和6年10/7(月)～12(土) ● 11/25(月)～30(土) ● 12/23(月)～28(土) 令和7年1/6(月)～11(土) ● 2/3(月)～8(土) ● 3/3(月)～8(土)
ショベルローダー等 運転技能講習(6日間)	令和6年10/21(月)～26(土) ● 11/11(月)～16(土) ● 12/9(月)～14(土) 令和7年1/20(月)～25(土) ● 2/17(月)～22(土) ● 3/24(月)～29(土)
小型移動式クレーン 運転技能講習(3日間)	令和6年10/15(火)～17(木) ● 11/18(月)～20(水) ● 12/16(月)～18(水) 令和7年1/27(月)～29(水) ● 2/25(火)～27(木) ● 3/17(月)～19(水)
玉掛け技能講習(3日間)	令和6年10/1(火)～3(木) ● 11/5(火)～7(木) ● 12/2(月)～4(水) 令和7年1/14(火)～16(木) ● 2/12(水)～14(金) ● 3/10(月)～12(水)

※詳しい日程については協議会までご連絡ください。

雇用保険特例受給資格を証明する書類

- 雇用保険の被保険者書類が短期雇用特例被保険者として雇用されている方または離職予定の方
→下記の(ア)提出 **離職前でも(ア)で申込可**
- 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者書類が短期雇用特例被保険者であった方
(離職年月日が令和5年4月1日以降の方)
→下記の(イ)(ウ)のいずれか提出
- 離職者であって直前の離職に係る雇用保険の被保険者書類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職の離職年月日が令和5年4月1日以降の方)
→下記の(イ)前職分と(ウ)前々職分提出

(ア) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
(被保険者通知用)

ここが
R5.4.1以降の方

(イ) 雇用保険被保険者離職票1と2(両方)

(ウ) 雇用保険特例受給資格者証

ここに特例と
記載がある方

お申し込み
お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局)江差町産業振興課商工係内 TEL(0139)52-6729
〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193番地1 FAX(0139)52-0234